

高第 1011 号の 26
令和 2 年 12 月 10 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

年末年始に向けた感染防止対策の徹底等について
(周知・協力依頼)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、高齢者施設を含めた社会福祉施設等でのクラスターが多数発生している状況等も踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針」を改定しましたので、お知らせいたします。

(URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>)

つきましては、年末年始に向けて、下記にも御留意の上、引き続き、本対処方針や別添の緊急呼びかけを踏まえた感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対処方針では、感染者が発生した高齢者施設等への感染管理認定看護師等を派遣し初動体制を構築する取組のほか、高齢者施設等の希望に応じた新規入所者への PCR 検査を実施することとしています。

これらは、現時点では詳細検討中であるため、詳細は追ってお知らせいたします（保健所等への問い合わせは控えてください。）が、これらの事業を含めた高齢者施設・介護サービス事業所向けの支援施策一覧を別添のとおり更新していますので、改めて必要に応じて活用等の御検討をいただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等に対する慰労金の支給、感染防止対策に関するかかり増し経費等を補助する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」の申請期限が令和 3 年 1 月 31 日となっています。未申請の場合には、早めの申請を御検討いただきますようお願いいたします。

- 2 対処方針では、高齢者の不要不急の外出を控えていただくよう要請させて

いただいています。高齢者施設の利用者の方の中には、年末年始に家族との外出や家族のもとへの帰省を希望されている方もいると考えられますが、本対処方針を踏まえ、年末年始におきましては、原則、不要不急の外出・外泊、直接対面による面会は控えていただきますようお願いいたします。

別添 1 : 年末年始感染防止緊急呼びかけ

別添 2 : 社会福祉施設における感染予防対策の徹底

別添 3 : 支援施策一覧（更新版）

別添 4 : 医療物資・衛生資材の支援について

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 : 2950、2951、2943 e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
